

## 行政及び関係団体等の役割と取組みについて

## 広報・研修等の充実強化について

虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐには、地域住民をはじめ、民生委員や自治会などの地域組織、福祉サービス事業者など様々な関係者が虐待に対する認識を深め、虐待の兆候に気づくことが大切であり、地域住民等が必要な情報を得やすいよう、市町村及び地区単位での広報・研修等の充実強化が求められる。

(主な役割)

|       |   |
|-------|---|
| 市町村   | 広報誌、ホームページ等を活用した啓発活動の実施<br>管内の施設・住民を対象とした研修等の開催 |
| 県     | 広域的な研修等の開催<br>統一的な啓発物品の作成・提供                    |
| 関係団体等 | 内部研修の開催<br>県・市町村が実施する啓発活動への協力                   |

## 関係機関等との連携協力体制の推進について

高齢者や障がい者、その養護者等の支援や虐待発見後に迅速な対応を行うため、関係機関等との連携を強化・推進していく必要がある。

(主な役割)

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 市町村   | ネットワークの構築・運用                  |
| 県     | 市町村への情報提供・助言<br>広域的な相談支援体制の確保 |
| 関係団体等 | ネットワークへの参画                    |

## 虐待対応のための居室確保について

市町村は、虐待が確認された際の対応として、虐待者と被虐待者の分離を図ることがあるが、その場合には、速やかな判断・執行が求められることが多いことから、関係施設との協力体制を事前に構築して、分離した後の居室を安定的に確保できる体制を構築することが重要である。

(主な役割)

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 市町村   | 管内の関連施設との協力体制の構築          |
| 県     | 市町村と意見交換を行いながら、広域的な支援策を検討 |
| 関係団体等 | 被虐待者の受入に係る理解・協力           |

## 成年後見制度の利用促進について

成年後見制度の利用者は増加傾向にあるが、まだ十分に利用されていないことから、成年後見制度利用促進法が平成28年5月に施行され、これに基づき国では、成年後見制度利用促進基本計画が平成29年3月に策定されたところである。

今後、更に高齢化が進展することが予想されるなか、当該制度について、必要とするすべての人が利用できるよう、制度の普及や活用を促進する取組みを進めていく必要がある。

また、後見等の受任者の確保のため、社会福祉協議会が行う法人後見及び市町村が要請する市民後見人など、受任者の新たな受け皿を確保していく必要がある。

(主な役割)

|       |  |
|-------|--|
| 市町村   | 制度の普及・啓発<br>利用支援事業の実施<br>社会福祉協議会等と連携した後見人確保の取組み<br>基本計画に係る取組みの実施 |
| 県     | 制度の普及・啓発<br>市町村が抱える課題の把握・支援<br>基本計画に係る取組みの支援                     |
| 関係団体等 | 成年後見制度の周知・啓発<br>後見人候補者の育成  |

## 虐待者等への支援について

虐待事例の背景には、介護や世話の負担など虐待者自身が支援を必要とする状態にあることも多いことから、様々な問題に対して関係機関等と連携して対応していく必要がある。

(主な役割)

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 市 町 村 | ネットワークを活用した対応      |
| 県     | 市町村等の取組みの支援        |
| 関係団体等 | 相談の受付、虐待者に対する助言・指導 |

## 施設・事業所に対する虐待防止の取組みについて

定期的実施している施設・事業所等への指導の際に、虐待防止の体制等を確認し、必要な措置を徹底するよう指導を行う。

また、施設従事者等に対し、虐待防止研修会を開催し、虐待防止に関する知識を深めていく。